杉並区の児童育成支援拠点事業　概要

杉並区　基礎情報
（令和7年4月1日時点）

総人口：約58万人　**児童人口**：約7万人

なみすけ
NAMISUKE

杉並区のこどもの居場所に関する施策

中高生世代の学校以外の居場所が欠けている。

未就学児
保育園
ショートステイ

小学生
学校　学童クラブ
ショートステイ

中高校生
（学校）

要保護・要支援の中高生世代が、放課後に安心して過ごせるような居場所の設置が必要である。

杉並区　子どもイブニングステイ（児童育成支援拠点事業）

実施形態：委託 ※プロポーザル方式

実施場所：子どもたちが安心して過ごせるよう、所在地は広く公表していない

開所日　：水曜日～日曜日 祝日・休日も含む

開所時間：平日 14 時～ 21 時、土日 10 時～ 18 時

利用児童：区内の中高生世代（区の子ども家庭支援センターが関わる要保護・要支援児童）

主な利用の理由

・保護者の精神的な不調によるネグレクト。
子どもが家庭を離れ、健全な大人と繋がる機会を増やし、自由に安心して過ごせる場所を確保する。

・保護者の継続的な強い叱責などによる、親子関係の悪化。
これにより、子どもの体調不良が起きている。

事業者募集の際には利用児童に寄り添うことを前提とし、

交流型ではない居場所 であることを重視した。

（ア）子どもが安心・安全に過ごし、子ども自身が人格を肯定されていると感じられるよう、本業務の実施目的を十分に理解し、取り組むこと。

（イ）子どもから相談があった場合や、子どもが援助の必要性を訴えたときには、子どもの声をよく聴き、必要な対応を行うこと。

（ウ）子どもの様子や、子ども同士の関係性に十分な注意を払い、また、子どもの**ニーズを踏まえて過度な干渉を行わないなど、子どもとの距離感を適切に保つこと。**

（エ）子どもへの支援目標や配慮する点など、区の子ども家庭支援センター職員と共有し、必要な支援を行うこと。ただし、要保護・要支援児童であることは、子どもに伝えないこと。

利用決定までの流れ

- **杉並区要支援家庭サービス調整会議で組織的判断**

「保護者の過干渉、、、
親子が離れて過ごす時間
が必要かなぁ・・・」

ケースワーカー

要支援家庭サービス利用調整会議資料	
家族状況	～～～～～～～～～～ ～～～～～～～～～～
ケース概要	～～～～～～～～～～ ～～～～～～～～～～
子どもの状況	～～～～～～～～～～ ～～～～～～～～～～
保護者等の状況	～～～～～～～～～～ ～～～～～～～～～～
養育上のリスク アセスメント	～～～～～～～～～～～～～～ ～～～～～～～～～～～～～～
支援方針	～～～～～～～～～～～～～～ ～～～～～～～～～～～～～～ ～～～～～～～～～～～～～～

利用承認

サポートプラン

サービス調整会議で
6か月毎に検証を実施
（利用継続or終了の判断）

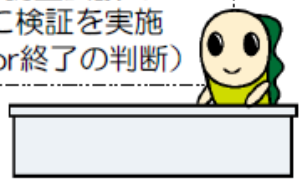

- **子ども家庭支援センターのワーカーがつなげる(子どものニーズを聞く)**

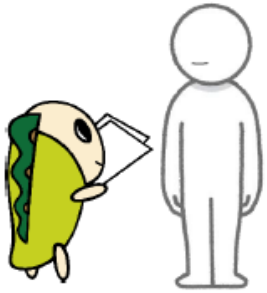

保護者等へ申請勧奨

※R7.8から
クラウドサービスで情報共有

ケースワーカーと
事業者が打合せ

施設を見学
（ワーカー同行）

※令和7年7月3日　児童育成支援拠点事業オンライン自治体説明会より引用

拠点と区の役割

受託業者は拠点で児童支援に専念し、保護者への支援は杉並区が行っている。

・拠点のスタッフと保護者が合わないので児童が本音で話せる
・保護者に区のケースワーカーの専門的な支援が提供できる。

ケースワーカーと拠点の密な連携が必須

子どもイブニングステイ

イブニングステイ　委託業者

【実施事項】※児童育成支援拠点事業実施要項準拠

(1)安全・安心な居場所の提供
(2)生活習慣の形成
(3)学習の支援
(4)食事の提供
(5)課外活動の提供
(6)学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携

サポートプラン・支援に必要な情報
・利用者数、個別記録
・利用状況、児童の様子の報告

杉並区　子ども家庭支援センター

【実施事項】※児童育成支援拠点事業実施要項準拠

(7)保護者への情報提供 、相談支援

【調整業務】

・要支援家庭、児童への情報提供、調整
・利用決定、サポートプランの作成

月次報告提出
・利用者数、個別記録
・利用状況、児童の様子の報告

緊急対応の相談

連携

利用申請書類提出

利用候補の申請

杉並区　子ども家庭部
児童相談所設置準備課

・本事業の総括、契約
・関連個所との調整

学校
要体協
関連機関

保護者

当日質問への回答

Q1.　場所の確保は自治体側で行ったのでしょうか。

場所も含めて、事業者提案（プロポーザル）としました。

Q2.　スマホのルールや部屋の仕切りで配慮していることはありますか。

子ども自身が安心して、継続的に使用できるよう、連絡先の交換やSNSでの情報発信は行わないことを、利用の際のルールとして提示しています。
諸室は、みんなで集まれる部屋、食事のスペースのほか、相談ができる個室、集中して学習ができる空間など、自身の状況に応じて過ごせるよう、工夫しています。

Q3.　委託事業者とクラウドサービスで情報共有しているとのことでしたが、区のセキュリティの問題をどのように解決しましたか。

区の個人情報保護審議会等においてセキュリティ対策等を十分に説明し、了承を得ていますが、本事業での利用開始に伴い、改めて審議会への
報告等の手続きを行っています。